

パリ大学留学時代の栗塚省吾

明治大学法学部教授
村上一博

はじめに

栗塚省吾（くりづか・せいご）は、いわゆる司法省法学校正則科第一期生として、「日本近代法の父」と呼ばれる司法省御雇法律顧問ボワソナード (G.E.Boissonade) らから本格的なフランス法教育を受け、次いで司法省初のフランス留学生としてパリ大学に学び、帰国後は、法制官僚（とりわけ山田顕義司法大臣の秘書官）として旧民法などの重要立法の編纂審議に関与し、さらには大審院判検事や弁護士としても活動した。こうした経歴から、栗塚は、わが国の近代法学形成期における最重要人物の一人としてその名前は知られているのだが、これまでの研究では、断片的に言及されてきたにすぎず、その人物像や法学識については、ほとんど知られていない。

筆者は、2002（平成14）年7月中旬、現在の越前市立中央図書館の前身にあたる武生市立図書館（栗波敏郎館長）を訪れ、栗塚旧蔵書（以下、栗塚文庫）を初めて閲覧する機会を得た。そのおり、栗塚文庫は、省吾の一人娘鈴子の入婿となった勝治が生前（昭和25年夏）に（ちなみに、勝治は昭和34年9月29日に死去した）、省吾旧蔵書300余冊に勝治蔵書を加えて、同図書館に寄贈したものと伺ったが、文庫中には、ボワソナード・アペール・アコラス・ムーロンの著作などフランス法律書の類が多数含まれており、なかでも、栗塚省吾および、彼と同時期にパリ大学に留学していた三田（光妙〔明〕寺）三郎・磯部四郎・木下廣次がパリ大学法学部に提出した法学士号 (Licence en droit) 請求論文が含まれていたことに衝撃を受けた（これらの論文は、Meiji Law Journal で紹介済みである）。今回、土井晶子館長の格別のご理解により、栗塚文庫の外国語文献を精査して目録を作成する機会に恵まれたことは、栗塚研究の進展にとって大きな一歩である。

さて、栗塚の経歴については、『法律新聞』の追悼記事①「栗塚省吾氏逝く」（『法律新聞』第1759号、1920年11月8日）や、②『新選代議士列伝 全』（金港堂書籍、1902年）、③『新選衆議院議員列伝 全』（田中重策著、日本現今人名辞典発行所、1903年）、④『現今日本名家列伝』（日本力行会、1903年）、⑤『成功偉人名家列伝 第一編』（飯山正秀編、国鏡社、1906年）などによって凡その略歴を知ることができるが、⑥『武生郷友会誌』第43号「栗塚省吾氏追悼号」（1921年12月）に掲載された栗塚勝治「栗塚省吾略歴」がもっとも詳細である（この略歴は、その後、『福井県南條郡誌』南條郡教育会・1934年、「故栗塚省吾先生略歴」『武生郷友会誌』第67号・1958年8月、『武生市史』資料篇（人物・系譜・金石文）武生市役所・1966年12月、などに転載された）。

ちなみに、『武生郷友会誌』に掲載されている栗塚関係記事は次の通りである。

①『武生郷友会誌』第43号「栗塚省吾氏追悼号」（1921年12月）

栗塚勝治「栗塚省吾略歴」、加太邦憲「故栗塚省吾君を憶ふ」、古市公威「故栗塚省吾君を憶ふ」、上正一「故栗塚省吾君を憶ふ」、松本源太郎「栗塚君の趣味」、土肥慶蔵「栗塚先生と斉藤先生」、「栗塚先生の逸事」

②武生郷友会誌』第 67 号（1958 年 8 月）

「故栗塚省吾先生略歴」、山村喬「栗塚省吾先生の思い出」

栗塚文庫の外国語文献の大半は、栗塚が在仏中に収集したと考えられることから、以下では、これらの評伝や諸資料を用いて、パリ大学留学時代の栗塚の事跡を辿ってみたい。

第 1 章 誕生から司法省法学校時代

栗塚省吾は、嘉永 6 (1853) 年 1 月 26 日、江戸本所松坂町の府中藩本多氏の江戸藩邸に、藩士栗塚義兵衛の長男として生まれた（幼名は幸太郎）。父義兵衛は、寺子屋を経営していたが、明治 3 年、いわゆる府中騒動に連坐して投獄されるという憂き目をみた。省吾は、幼少のときから漢学に接し、11 歳で英学を渡邊洪基に、14 歳で仏蘭西語を村上英俊に学んだと言う（栗塚省吾「江戸御屋舗ノ談」『武生郷友会誌』17 号、明治 31 年 9 月、参照）。16 歳で開成学校に入学、大学南校（開成学校の後身）では、福井藩から貢進生に選抜派遣された斎藤修一郎とともに学んだ（栗塚もまた貢進生に選抜されたと記す評伝も見られるが、唐沢富太郎『貢進生：幕末維新期のエリート』所載の貢進生名簿に栗塚の名前は見出されない）。

大学南校での勉学の様子については不明であるが、明治 5 (1872) 年 8 月 17 日、栗塚は、井上正一・熊野敏三・木下廣次・岸本辰雄・加太邦憲・宮城浩蔵・小倉久・磯部四郎とともに、大学南校から、その前年に司法省内に設置されていた明法寮（明治 4 年 9 月 27 日設置）に開設された法学校に転学した。転学の目的は、フランス法を本格的に学ぶことにあった。このとき、入学を許されたのは、井上正一（山口県・21 歳）、中村健三（長崎県・18 歳）、栗塚省吾（足羽県・20 歳）、熊野敏三（山口県・17 歳）、木下廣次（白川県・21 歳）、水野貞次（白川県・17 歳）、岸本辰雄（鳥取県・19 歳）、加太邦憲（三重県・23 歳）、野々村保次郎（東京府・21 歳）、横田孝敬〔勝太郎〕（長崎県・19 歳）、関口豊（磐前県・21 歳）、佐藤金三郎（東京府・15 歳）、中川元（筑摩県・20 歳）、宮城浩蔵（山形県・21 歳）、高島里美（新川県・21 歳）、小倉久（群馬県・19 歳）、磯部四郎（新川県・20 歳）、近藤孝一（北条県・21 歳）、岡村誠一（犬上県・17 歳）、浅岡一（福島県・20 歳）の 20 名である。

同年 9 月 18 日から、文章・史略・地理などフランス一般教育の授業が開始され、一ヶ月間の試業期間が経過したとき、学力に応じて上級・下級の二組に分けて別々に授業が行われることとなったが、上級組 13 名の筆頭に栗塚の名前が見られるから、栗塚の学力は極めて高かったようである。

その後、明治 7 (1874) 年 4 月から、栗塚らは、ボワソナードと G. ブスケ (George Bousquet) からフランス法専門の講義を受けた。明治 8 (1875) 年 5 月 4 日に明法寮が廃

止されると、生徒および教師は司法省本省へ引き継がれることとなったが、この移管直後、司法省は、「仏蘭西・・・大学校ニ於テ修行為致実地裁判ノ景況ヲモ熟知為致候ヘハ成業帰朝ノ上ハ本邦法科ノ基礎ニ相成従来内外人裁判ノ御用ニモ屹ト可相立存候」との理由から、生徒若干名を選んでフランスに「先以三ヶ年ノ目途ヲ以テ」留学させることを決定、同年8月14日、太政官によって、木下・熊野・井上・磯部・栗塚・関口・岡村の7名に対してフランス留学が認められた（『太政類典』第二編、明治四年～十年、第二百四十八卷、学制六・生徒三）。

【資料1】司法省法律学生徒木下廣次等七名を撰擢シ仏国ニ留学セシム

司法省伺

当省明法寮ニ於テ明治五年七月中伺（伺書五年出納定類第二十三条ニ見ユ）ノ上仏蘭西法律学生徒取立置候処追々学科進業仏蘭西大学校ノ課業ニ相耐可申ニ付上達ノ者六名ヲ精撰シ仏蘭西本国ヘ留学被仰付同国大学校ニ於テ修学為致実地裁判ノ景況ヲモ熟知為致候ヘハ成業帰朝ノ上ハ本邦法科ノ基礎ニ相成従来内外人裁判ノ御用ニモ屹ト可相立存候間先以三ヶ年ノ目途ヲ以テ留学被仰付度最モ入費ノ儀ハ定額中ヨリ仕払可申積リ右御許容相成ニ於テハ教師ボワソナードヨリ申出ノ趣モ有之前以仏国文部卿大学校教官ヘモ夫々依頼ノ手段仕筈ニ付至急御評決相成度此段相伺候也 五月九日司法

（朱）

「伺ノ通聞届人撰ノ上名前可申出候事

五月十七日

但大蔵省ヘハ其省ヨリ通達可致事」

内史本課議按 財務課歴査

司法省伺元明法寮仏国法律学生徒ノ内学科上達ノ者六名仏蘭西本国ヘ三ヶ年ノ目途ヲ以テ留学為致度尤入費ノ儀ハ定額中ヨリ仕払候趣御許可相成可然哉依テ御指令按相伺候也 五月十二日司法

司法省届

当省法律生徒ノ内六名法律学修業仏蘭西国留学申付度旨兼テ伺置候処別紙六名一昨五日申付候条此段御届申進候也 七月七日司法

白川県士族

山口県士族

木下廣次

井上正一

敦賀県士族

磐前県士族

栗塚省吾

関口 豊

山口県士族

新川県士族

熊野敏二〔三〕

磯部四郎

司法省伺

当省法律学生徒ノ内追々進業ノ者五六名ヲ精擢シ仏国へ留学被仰付度旨先般相伺過ル五月十七日ヲ以テ御聞届相成候ニ付既ニ過日六名人撰ノ上名面及御届置候処六名ノ内岡村誠一儀平常勉励学業モ薦進往々仏国大学課学ニ可相耐者ニ有之候旨教師及其掛リヨリ申立候間猶一名増加前六名ノ者同様留学為致度尚又此段相伺候也 七月三十一日司法

(朱)

「伺ノ通

但大蔵省へハ其省ヨリ通達可致候事」

八月十四日

第2章 パリ大学学籍記録

こうして、栗塚ら7名は、パリ大学法学部へ派遣されることになったが、彼らが正式に登録許可を取得できるように、ボワソナードが、「前以仏国文部卿大学校教官ヘモ夫々依頼ノ手續」を執っていたようであり、また初代駐仏公使鮫島尚信は、外務大臣のドウカーズ公爵 (Duc de Decazes) に宛て、留学生たちの正式登録に必要な「文科バカロレア資格」の免除を、1875年10月18日付で依頼していたことも明らかとなっている (同年11月3日、文部大臣からパリ大学法学部への登録が許可された)。

【資料2】 鮫島尚信から仏国外務大臣ドウカーズ公爵宛の書簡 (『鮫島尚信在欧外交書簡録』思文閣、2002年)

[18]75年10月18日

ドウカーズ公爵

拝 啓

閣下は、幾度かにわたり、私の依頼により、日本人学生が文科バカロレア資格の証書を提出することなく、[パリ大学]法学部の講義を受けられるよう、文部大臣からしかるべき許可を得て下さいました。

今回もまた同様の許可を閣下に切にお願い致します。

わが国政府からフランスの法律を学ぶために派遣された7名の学生たち (その氏名は同封のリストに記されています) が、パリに着いたところです、彼らは、このために、東京の法律学校で特別な準備教育を受けました。彼らは、私が申請している免除を有効に利用できるものと確認しております。

年齢

磯部四郎 (Issobé Siro)	23 歳
井上正一 (Inouvouyé Seiiti)	24 歳
関口 豊 (Sékigouti Yutaka)	23 歳
栗塚省吾 (Kourizouka Seigo)	22 歳

熊野敏三 (Koumano Binzo)	20 歳
岡村誠一 (Okamura Seiiti)	21 歳
木下廣次 (Kinochita Firoji)	23 歳

ちなみに、明治政府が発行した栗塚のパスポートが残っているので、紹介しておこう (外務省記録『明治自七年一月至九年一月 本省勘合帳 官記録三号』第二卷)。顔写真は、添付されておらず、さながら江戸時代の人相書である。

【資料 3】 栗塚省吾のパスポート

[明治八年] 八月十九日

第千六百十二号

栗塚省吾

	籍	敦賀県士族	
	齡	二十二年三ヶ月	
割印	眼	並	十六年
	鼻	高キ方	十月三十日
	口	大ナル方	返納
	面	長キ方	
	色	白キ方	
	身	五尺四寸強	

右官費ニテ留学トシテ仏国江司法省ヨリ同上 [派遣]

筆者が、パリの国立文書館 (Archives Nationales) に保管されている、パリ大学法学部の「就学及び登録カード」(Fiches de scolarité et d'inscription) を調査したところでは、1873 ~ 76 年の日本人登録者として 14 名、すなわち、司法省から派遣された右の 7 名および岸本辰雄・宮城浩蔵・小倉久の 3 名のほかに、黒川誠一郎・光妙寺三郎・中村孟・西園寺望一郎 (公望) の 4 名のカードが確認されているが、栗塚の学籍カードとしては、書式の相違する新旧二種類のカードがあり、旧カードには、栗塚本人の署名が記され、また登録料や試験料が記載されているのに対して、新カードには、文科バカロレアについて「同等」(équivalence) と記され、また各試験の担当教官名が列記され、裏面に住所記載があるなど、若干の相違点が見出されるが、両カードを相互補完的に利用することで、栗塚の勉学の足跡を辿ることができる。

【資料 4】 栗塚省吾のパリ大学法学部学籍カード

Crizuka Seigo

né à Etchizen

départ^t,d Japon le 18 Juin 1853

Bachelier es Lettres, le équivalence Académie de ……

Désignation ses cours.	Inscriptions.	
Labbé, Beudant	1èr le 5 Novembre	1875 N.1769
280	2e le 3 Janvier	1876 N.21
	3e le 2 Mai	1876 N.41
	4e le 16 Juin	1876 N.40
Beud,Labbé,Leveil,Glas	5e le 3 Novembre	1876 N.1086
243	6e le 13 Janvier	1877 N.1687
	7e le 5 Avril	1877 N.274
	8e le 27 Juin	1877 N.1217
Beud, Vuat, Bataud	9e le 6 9bre	1877 N.1663
123	10e le 15 Janvier	1878 N.1947
	11e le 10 Avril	1878 N.1217
	12e le 28 Juin	1878 N.1377

Examens

1er exam.bac. 21 Juillet 1876 (Éloge) Levaille,Glasson, Cauwès

2e ex.bac. 30 juillet 1877 (3B1BR) De Valrog, Sant, Leveille,Glasson

Diplôme 6 Octobre 1877

1er exam lic. 21 Avril 1878 (2B1BR1R) Demonte,Gide, Accarius, Boistel

2e ex.lic. 5 Fevrier 1879 (3R1RN)

Thèse lic 19 Novembre 1879 (2B2R) Bataud, De Valrog,Vuat,Esmein

パリ大学法学部への入学に際して、文科バカロレア資格取得と「同等」の学力が認定され、栗塚は、第1回目の登録手続を、同時に渡仏した他の6名と同じく、1875年11月5日（担当教官は Beudant・Labbé 両教授）に行っている。当時の受講登録は、3ヶ月毎に年4回行われ、順調に進級すると3年間で法学士（licencié en droit）の資格を取得することができた。栗塚の登録年月日と担当教官名を、3年間一度の躓きもなく順調に登録を重ねて法学士号を取得し、さらにディジョン大学の大学院に進んで法学博士号を取得した井上正一の場合と比較してみよう。

表A 受講登録年月日と担当教官

学年	登録回数	登録年月日		担当教官
		栗塚省吾	井上正一	
I	第1回	1875・11・5	1875・11・5	Labbé, Beudant
	第2回	1876・1・3	1876・1・6	
	第3回	1876・5・2	1876・4・8	
	第4回	1876・6・16	1876・6・16	

II	第5回	1876・11・3	1876・11・7	Beudant, Labbé, Leveillé, Glasson
	第6回	1877・1・13	1877・1・12	
	第7回	1877・4・5	1877・4・12	
	第8回	1877・6・27	1877・6・28	
III	第9回	1877・11・6	1877・11・3	Beudant, Cassin, Renault
	第10回	1878・1・15	1878・1・15	
	第11回	1878・4・10	1878・4・13	
	第12回	1878・6・28	1878・6・27	

栗塚の場合、第3回登録が本来の4月の登録時期を逸して約一ヶ月遅れているものの、井上正一と同様、極めて順調に登録を重ね、最短の3年間で全12回の登録を終えていることが分かる。この間、栗塚は、法学得業士 (bachelier en droit) の学位を取得するための試験(口述)を2度(第1回目は1年間受講後に、第2回目は2年間受講後に)受け、さらに、法学士の学位を取得するために2度の試験(筆記+口述)をへて、最後に学位論文を提出し、口頭諮問を受けている。

表B 栗塚省吾の試験関係記録

学年	試験の種類	受験登録日	受験日	成績	試験教官
I	得業士第1回	1876・6・19	7・21	(Éloge [3B])	Leveillé, Glasson, Cauwès
II	同 第2回	1877・6・18	7・30	(3B1BR)	De Valroger, Santerre, Leveillé, Glasson
				法学得業士証書授与 ; 1877・10・6	
III	法学士第1回	1878・4・10	4・25	(2B1BR1R)	Demante, Gide Accarius, Boistel
	同 第2回	1878・6・26	1879・2・5	(3R1RN)	[記載なし]
	学位論文試験	1879・11・11	11・19	(2B2R)	Rataud, De Valroger, Vuatrin, Esmein
				法学士証書授与 ; 1881・2・28	

成績評価は、各試験教官が、B 白 (秀)・BR 白赤 (優)・R 赤 (良)・RN 赤黒 (可)・N 黒 (不可) の5色の判定球のうち、一つを投票箱に投じるという形式で行われ、全員が白球を投じた場合には「Éloge (賞讃の意)」と記載され、黒球が2個以上あれば不合格となった。栗塚の場合、得業士試験は「Éloge」と2白・1白赤の好成績で得業士の学位を取得している。次いで、法学士号取得にむけた2度の試験では、1度目は2白・1白赤・1赤、2度目は3赤・1赤黒(しかも登録してから受験するまで8ヶ月の空白がある)と、次第に成績が下向している。さらに最後の学位論文試験を受けるまで更に9ヶ月、証書授与にも1年以

上が経過している。ちなみに、井上正一の場合は、2度の得業士試験は「Éloge」、法学士試験の1度目は3白・1赤、2度目は2白・1赤・1黒、さらに1ヶ月後には学位論文審査を受けて2白・2赤、その翌月には法学士証書を授与されているから、栗塚の場合、法学士第2回試験および学位論文試験をクリアするのに相当の時間を要したのである。栗塚が病氣療養していた形跡はないようだが、勉学の遅れの理由は委細不明である。

教官について見れば、1年目の担当教官はLabbé（ローマ法）とBeudant（民法）の二人、2年目はBeudant・Labbé・Leveillé（刑法）・Glasson（民事訴訟法）の四人、3年目はBeudant・Cassin（行政法）・Renaultの三人である。試験教官としては、この他に、Cauwès（政治経済学）・De Valroger（ローマ法およびフランス法史）・Santerre（民法）・Demante（民法）・Gide（ローマ法）・Accarias（学説彙纂）・Boistel（商法）・Rataud（商法）・Vuatrin（行政法）・Esmeinの名前が見出される。学籍カードを見る限り、在学中を通して指導を受けた教官は、Beudantである。Beudant（Léon-Charles-Adolphe）は、著名な鉱物学者であるFrançois Sulpice Beudantの子として、1829年1月9日に生まれ、最初、ストラスブール大学法学部で24年間教鞭をとった後、1857年トゥールーズ大学、1862年パリ大学に移った。栗塚ら日本人留学生を指導していた1878年に、Durantonに替わって民法の主任教授となり、同年法学部長に選ばれた。健康上の理由から1887年に辞職し、1895年7月28日に死去した。彼は、学部長として、政治経済学の導入や、法制史・国際私法の講義を設けるなど、法学部のカリキュラム改革に貢献したと言われている。その著書に、『民法講義（Cours de droit civil）』3巻（1896-1900）および『個々人の権利と国家（Le droit individuel et l'État）』（1891）などがある。

第3章 明治政府文書

明治政府文書のなかから栗塚の留学に関係する記録を探してみると、前述したフランス留学決定の記録の後、栗塚・木下・磯部・井上・熊野・関口の6名（岡村は1876年中に既に死去している）が、司法省大少丞に宛てて、「平常学資之外別途手当金」の下付を申請した、1877年9月5日付の書簡が見出される（『太政類典』第三編、明治十一～十二年、第五十五卷、学制・教員制置及属員）。

【資料5】「仏国留学生栗塚省吾外五名へ学資外雑費ヲ支給ス」

前遣留学生徒六名謹一簡拜呈仕候。皆様御清適御奉務奉祝賀候。僕等壮康勉学罷在候。乍憚御放念可被下候。陳ハ僕等着仏己二二歳、過日法学専門第二期之試験モ過シ、来夏第三期ノ試業首尾好終候ヘハ、法学専門科卒業、且奉命通ノ三年ハ満期ニ御座候。然ルニ、僕等当地去留進退ノ儀ハ、勿論御省ノ命ニ可有之候ヘ共、尚僕等銘々ノ見込所見モ有之候間、満期後滞留ノ儀各名ヨリ別書ヲ以テ可奉願候様存居候。扱、右云フ来歳法学第三期ノ試業ノ儀ハ、前々経過セシ第一年第二年ノ試験ニ比較候ヘハ、学事ノ難易ハ兎も角モ、雑費上ニ付テハ大ニ差違有リ。試験税著述印刷代等ニ例年外之費用有之候。既ニ今日迄払候通り、一年百七拾五フランク之修業料（聴講料アソカリ^アシヨ）之他ニ、三百フランク之試験税、

二百フランク之論題料（「テエズ」法律之一課中ニ付テ問ヲ設ケテ論シ上梓シテ学校ニ示シ教師ト之ヲ弁論シ其ノ討議ニ答フ）、百五十フランク之論題上梓賃、試験用意論題預講ノ為メ私ニ教師ヲ雇フ代価六百フランク、都合千四百二十拾五フランク、日本之貨幣ニテ式百八拾五円程ノ学費ヲ要ス。尤修業料平生ノ学費中ニテ仕払、試験税教師雇料ヲモ一部分ハ平生ノ学費中ニテ句面可仕筈ニ付、左様可仕候間、何卒、八百フランク、大日本貨幣百六拾円、各名ニ御下賜被降度、此段奉願上候。元来右出費ノ儀ハ矢張学費ニ御座候ヘハ、僕等学給中ニテ調達可仕筈之処、来歳試験入費ノ儀ハ例年外之出費ニ御座候間、別段奉願上候事ニ御座候事宜御推察ノ上宜敷御執計被降候様偏ニ奉願上候以上

仏国在留

明治十年九月五日

栗塚省吾 花押

木下廣次 同

磯部四郎 同

井上正一 同

熊野敏三 同

関口 豊 同

栗塚ら6名は、第3年目の法学士号取得に向けて、試験費用や印刷代など経費が嵩むことや、個人的に教師を雇って法学士論文と口頭試問に備える必要から、学資の増額（800フラン＝160円）を訴えており、この申請は明治11年2月18日付で認められている。また、明治11年2月18日、栗塚ら6名から、明治11年10月から1年間の帰国延期申請が出され、これも2月26日付で認められている。

【資料6「仏国留学生木下廣次外五名帰朝延期ヲ允ス」】

司法省伺

木下廣治 井上正一

栗塚省吾 関口 豊

熊野敏三 磯部四郎

右ハ明治八年五月伺ヲ経テ三ケ年間仏国留学申付有之本年九月満期ニ付帰朝可致ノ処彼国勸解裁判所ヨリ初審重罪破毀等ノ裁判并ニ代言代書人検事等ノ事ニ至ル迄實際ヲ経歴シテ篤ト為取調度ニ付猶本年十月ヨリ向キ壱ケ年中ヲ限り在留申付其学資ハ従前ノ通り支給致度此段相伺候也 二月十八日

もともと、学籍カードで見たように、右の申請から1年後の明治12年9月の時点では、栗塚はまだ最終関門である法学士号請求論文の提出に至っておらず、さらなる留学期間の延長が必要だったはずである。再延期願いの文書は確認できないものの、栗塚が帰国したのは、明治13年12月17日であるから（『公文録』明治十三年、第七十九卷、明治十三年十二月、司法省（一））、留学期間を再延期したことは確実である。帰国後、栗塚が留学期間満了後に支給された経費の返還について協議した次の資料によれば、最終的に、明治13年3月までは留学期間の延長が認められたようである。

【資料 7】「当省派遣仏国元留学生栗塚省吾学資金被下方并同人ヨリ七月已後ノ学資金返納方ニ付上申」(『太政類典』第五編、明治十四年、第二十九卷、学制、教員制置及属員)
仏国元留学生栗塚省吾儀昨十三年三月留学満期ノ処去ル十一年中延期出願有之其際学業ノ模様報知無之鮫島公使工問合ノ末十三年三月延期上申同四月十四日御間届難相成旨御指令ニ付其段本人工通達方同公使工掛合六月十五日該地工着直ニ通達取計候趣然ル処同人儀三月以後引続修業罷在公使館ニ於テモ前途ノ見込有之モノト確認シ再三延期申越候得共前書御指令ニ基急速帰朝可致旨掛合ノ末漸同年十月仏国出立十二月十七日帰朝致シ候処満期翌月十三年四月ヨリ六月迄ノ学資金ハ予テ当省ヨリ送付ノ内洋銀貳百三拾七弗五拾セント(金貳百九拾貳円四拾八銭二当ル)相渡シ尚又七月ヨリ九月迄ノ分トシテ仏貨千九拾七仏〔弗〕七拾五山立換相渡シ(此代リ金四百貳拾九円拾四銭貳厘当省経費ノ内ヲ以テ不取敢三井物産会社請求ノ通り仮払ヒ取計置申候)候段其時々公使館ヨリ通信有之然ルニ延期御間届無之以上ハ満期後ノ学資金支給不致筋ニハ候得共右ハ畢竟延期出願中既ニ留学期限ヲ経過シ事実不得止次第ニ付延期出願中ニ経過セシ月数四五六ノ三ヶ月分洋銀貳百三拾七弗五拾セントハ学資トシテ十二年度当省経費金ノ内ヨリ給与致シ度尤モ七月以降帰朝達承認後滞留学資立換ノ分ハ返納可為致右八年度計算上差向候儀ニ付至急仰御裁令候也

明治十四年五月廿六日 司法卿田中不二麻呂

太政大臣三條實美殿

(朱書)

「伺ノ趣間届候事

明治十四年六月廿四日」

右の資料から、フランス滞在を引き延ばす栗塚に対して、鮫島公使が出向いて、再三にわたって早期の帰国を促していたことがわかる。明治13年3月の留学期間満了後、栗塚に支給された、4～6月分の237フラン50セント、および7～9月分の1097フラン75セントの返還が問題となっている。

もっとも、最終的には、7～9月分(日本円で429円14銭2厘)についてだけ返還が命じられたようであり、栗塚は、とりあえず35円69銭4厘を返還したものの、残る393円44銭8厘については「貧困ニシテ何分一時上納難致」と訴えたため、毎月5円の月賦返済(6年7ヶ月間)が命じられたことで決着している。

【資料 8】「仏国元留学生栗塚省吾学資返納方之義ニ付再上申」(『公文録』明治十四年、第二百八卷、明治十四年十月、司法省(一))

当省所管仏国元留学生栗塚省吾十三年七月ヨリ九月迄三ヶ月分学資金四百貳拾九円拾四銭貳厘(此仏貨千九拾七弗七拾五山)立換之分先般経伺之上返納方相達候処右之打内工不取敢金三拾五円六拾九銭四厘返納残金三百九拾三円四拾四銭八厘ハ貧困ニシテ何分一時上納難致趣ヲ以テ月賦返納方別紙出願之趣キ篤ヨ取調候処事実相違無之不得止義ニ付願意間届ケ前頭金額十三年度当省経費中打切払ニ相立月賦返納ノ金額ハ雑収入金トシテ大蔵省ヘ納付候様致度此段相伺候也

明治十四年七月廿八日 司法卿田中不二麻呂

太政大臣三條實美殿

(朱書)

「上申ノ趣聞届候事

明治十四年十月四日」

計算書

金三百九拾三円四拾四銭八厘 拝借高

但シ毎月金五円ツ、返納六年七ヶ月間ニテ最終ノ月八金三円四拾四銭八厘相納皆済其取立方ハ御裁允ノ月ヲ以テ始トス

なお、同文書中に、栗塚自筆の弁明書が見出されるので、これも紹介しておこう。

【資料 9】 栗塚の弁明書

私儀去明治十三年仏国留学期限ノ際延期出願中在仏公使館ヨリ立換御渡相成候学資金ノ内十三年七月ヨリ九月迄学資仏貨千〇九拾七佛七拾五仙此代本邦貨幣金四百式拾九円拾四銭式厘三ヶ月分者今般一時返納方御達ニ付精々調達金三拾五円六拾九銭四厘返納仕候得共残金三百九拾三年四拾四銭八厘者何分返納ノ道難相立候間何卒年賦金トシテ月々金五円ツ、漸次返納之儀御聞届被成下度此段偏奉願上候 已上

明治十四年

七月八日

栗塚省吾^④

第4章 帰国後の諸活動

以上のような経緯で、法学士証書が授与される以前に帰国を余儀なくされた栗塚であったが、帰国後まもなく、明治14年1月6日付で司法省民部局兼生徒課詰（月俸100円）を拝命し、司法省法学校速成科第二期生に対して、フランス民法と商法を講義することになった（～16年12月退任）。

その後、代言試験委員・判事登用試験委員などを務める傍ら、明治19年3月6日司法大臣秘書官、明治20年11月4日司法省法律取調報告委員（民法組合）となり、民法編纂作業に深く関与するようになる。報告委員は、外務省法律取調委員会には存在しなかった制度で、民法組合の報告委員には、栗塚のほか、今村和郎（法制局参事官）・井上正一（司法書記官）・寺島直（大審院評定官）・奥山政敬（大審院評定官）・工藤則勝（控訴院評定官）が任命された。栗塚は、民法編纂局時代から民法典編纂に携わっており（明治15年10月3日拝命）、外務省法律取調委員会時代には、法律取調委員書記（明治20年4月12日から）としても参加していた。明治24年5月5日法律取調報告委員委任を退任すると、翌6日大審院判事となり、明治31年6月28日に退官すると弁護士に転じた。和仏法律学校（現法政大学）と日本法律学校（現日本大学）で講義を担当した時期もある。また、

明治 35 ～ 37 年（第 7 ～ 9 帝国議会）には衆議院議員（東京市選出）を勤めた。実業界でも活躍し、房州小湊鉄道・東亜製網株式会社・株式会社蔵経書院・日本珪石耐火煉瓦会社その他の会社の設立に参加し、社長にも就任したようである。大正 9 年 11 月 2 日（『大正過去帳』では 3 日）、死去した。享年 68 歳であった。

むすび

栗塚文庫には、栗塚の幅広い教養を反映して法律書以外の文献も数多く所蔵されている。しかし、フランス留学から帰国後、後半生の大半を法制官僚として過ごしたにもかかわらず、司法省法律取調委員や大審院判事としての活動に関わる資料は、一切含まれていない。和書とりわけ明治大正期の法律政治関係の書冊が完全に欠落しており、筆者の知る限りでは、法務省法務図書館の蔵書中に栗塚捺印本が確認される。今後は、栗塚文庫のみならず、こうした栗塚旧蔵書も含めて検討することで、栗塚の人物像や法学識が解明されることが期待される。